

入札にあたっての注意事項（低入札価格調査制度関連）

本入札案件は、低入札価格調査制度の対象案件です。入札にあたっては下記について特に御注意願います。

記

1 低入札価格調査基準価格の設定等について

- (1) 入札金額（税抜き）が低入札価格調査基準価格（税抜き）を下回った場合、低入札価格調査を実施します。

なお、特別重点調査については、調査対象者の内、入札時に提出した工事費内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費のいずれかが特別重点調査の基準価格を下回った者に対して実施します。

◆低入札価格調査基準価格の設定

府が積算した		
直接工事費の	95%	の合計額
共通仮設費の	90%	
現場管理費の	80%	
一般管理費の	55%	

ただし、合計額が予定価格（税抜き）の90%を超える場合にあつては90%、70%に満たない場合にあつては70%に設定。

◇特別重点調査の基準価格

府が積算した		
直接工事費の	75%	のいずれか1つでも下回った場合
共通仮設費の	70%	
現場管理費の	70%	
一般管理費の	30%	

- (2) 一般土木工事等とは異なる積算体系を有する工事等における取扱

ア 各基準価格の設定式は、別途、京都府ホームページに掲載している「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」を御参照ください。

イ 特別重点調査については、入札時に提出した工事費内訳書に記載された直接工事費、共通仮設費等を同運用1（1）の各算定式により換算した上で、各費目に区分するものとして、そのいずれかが特別重点調査の基準価格を下回るかを判断します。

2 ダンピング（低価格入札）の抑制策について

- (1) 低入札価格調査資料を提出できなかった者等に対しては、指名停止等を実施します。

詳細は京都府ホームページに掲載している「建設工事におけるダンピング（低価格入札）の抑制強化について」を御参照ください。

- (2) 低入札価格調査を経て契約した者に対して、以下の措置を実施します。

ア 低入札価格調査資料の内容変更における事前確認等の監視強化^{※1}

イ 工事完了まで、下請へのしわ寄せ実態等の把握^{※1}

ウ 請負者に現場専任技術者の増員を義務化^{※2}

エ 前金払の限度額を2割に引き下げ（通常4割）

※1 詳細は京都府ホームページに掲載している「建設交通部低入札価格調査を経て契約した工事における契約後の取扱いの運用について」を御参照ください。

※2 詳細は京都府ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を御参照ください。

3 調査資料の作成について

- (1) 資料は「建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領」に基づき作成願います。

- (2) 資料に一部でも不備があれば受け付けないので御注意願います。また、「低入札価格調査受付チェック表」に基づき提出資料を再確認の上、提出願います。